

学校環境衛生定期検査実施の留意点

■ 学校環境衛生検査実施項目

- ・照度及び照明環境、騒音及び騒音環境、教室等の空気(二酸化炭素、温度、湿度、風速、浮遊じんあい(浮遊じんあいは省略可))
- ・トイレ、そ族昆虫等、学校の清潔・衛生管理状況、理科準備室の薬品保管庫の保管状況、保健室の薬品保管状況
- ・ダニアレルゲン検査結果
- ・Todo リスト:今年度、学校保健委員会実施要項(実施の有無、実施形態、テーマ)を聞き取る

< 検査のポイント >

1 照度及び照明環境

- ・教室の照明環境、照明や窓、電子黒板、ドア等レイアウトを忘れずに記入。
- ・基準では、コンピュータを使用する教室では机上照度は500～1000ルクス程度が望ましいとされている。明るすぎる場合、個人端末の画面の見づらさは視力低下につながるのでカーテンの利用するよう指導助言に活かすとよい。

2 騒音及び騒音環境

- ・基準値を外れた原因が機械音(エアコン等)の場合は、エアコンのスイッチを切って測定し数値を比べ、助言に役立てることも有用。

3 教室等の空気

- ・測定する教室の換気状況を確認すること。
- ・エアコンのルーバーの設定、サーキュレーター、加湿器や空気清浄機、CO₂ モニターは、清潔で正常に使われているかなど使用状況を確認すること。
- ・測定中に基準値外となった場合、対応した措置(窓を開けた、窓を閉めた、換気システムを可動したなど)を記載し、換気システムはCO₂ 上昇を防ぐために常時稼働させるよう指導助言につなげるとよい。

4 トイレ、そ族昆虫等、学校の清潔・衛生管理状況

- ・事前に検査票を確認し、養護教諭だけでは確認できないところは教頭や業務担当職員の協力を得ることも有用。

5 保健室の管理状況、ダニアレルゲン検査

- ・保健室のトイレやシャワー室は、学校環境衛生基準で設置が定められているわけではない。設置が無い場合は、救急処置、感染症拡大の防止処置が必要な際に、児童生徒の尊厳とプライバシーの保護を守るよう対応されているか確認すること、
- ・一昨年に調査をおこなった手指消毒エタノールについて、ゲル状のものは古くなり使用できなくなっている可能性があるため状況を確認すること
- ・フッ素洗口を行っている学校から余剰分の報告があるので、フッ素洗口剤の在庫状況及び帳簿を確認すること。

6 理科室の管理

理科室の管理参考として

※「学校における薬品管理の手引き 一六訂版」p. 30～33

※ 学薬 HP 研修・講習のページの R5 年 8 月 27 日開催研修会資料